

お客様 各位

2019年2月1日

旭トステム外装株式会社

「防火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1359号）」適合商品の件

平素は弊社窯業系サイディング AT-WALL に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、表題の件、弊社におきましては、2019年2月現在下記の製品が告示（不燃下地以外の場合）に適合致しますのでご案内申し上げます。

記

1. 告示適合製品

- ・厚さ 15mm,16mm,18mm の AT-WALL

ガーディナル

ガーディナル スマート

AT-WALL EXE

AT-WALL PLUS

AT-WALL 15

2. 告示外製品

AT-WALL 14

AT-WALL 塗り壁

3. JTC 大臣認定について

H12年告示1359号の仕様に適合の有無にかかわらず、JTC大臣認定は有効です。木造外壁の防火構造の場合は、認定番号PC030BE-9201が使用できます。鉄骨造外壁につきましては当該告示には含まれませんので、従来通り鉄骨造外壁防火構造認定番号PC030BE-9202をご使用ください。また45分準耐火、1時間準耐火につきましても、従来の認定番号での対応となります。

4. 窯業系サイディングを使用した防火構造告示の要点

- ・部位 外壁
- ・構造 木造（軸組、枠組み）工法
- ・断熱材 なし、グラスウールまたはロックウール
- ・屋内側被覆 せっこうボード9.5mm以上等

以上、宜しくご高配の程、お願いを申し上げます。